

前田玄以発給文書集成（結）

伊藤真昭

「徳善院」年次確定文書

358 進藤又十郎宛書下写 「進藤備教家文書」

山科西之岩屋依為神主、夫役・諸公事令免許者也、仍後日之状如件、

「慶元」

徳善院

正月六日

玄以（花押影）

進藤又十郎殿

参

○慶長二年正月時点ではまだ民部卿法印であるため、今後の研究を要する。

359 治部卿長盛宛書状（折紙）「醍醐寺文書」 184函3

為御音信御帷一重拝受過分至極存候、仍於禁中御修法之義被仰出進之可有御参勤旨珍重存候、御用儀承候、不可存疎意候、此等之旨可被申入候、恐々謹言、

徳善院

（文禄五年）
七月九日

玄以（花押）

（長盛）
治部卿殿

○治部卿長盛は三宝院門跡の雑掌

360 治部卿長盛宛書状（折紙）「醍醐寺文書」 184函4

御修法之儀、昨日より被成御執行旨尤存候、仍二荷三種被懸御意候、自是者可申上候処、過分至極存候、

就其御樂屋之事幸あき候て御座候事候間、不可有御機遣候、此等之旨可被申候、恐々謹言、

德善院

(文禄五年)
七月廿四日

玄以(花押)

(長徳)
治部卿殿

○治部卿長盛は三宝院門跡の雜掌

361 紫竹等百姓中宛書下(折紙)「大徳寺文書」四七

高麗人大徳寺ニ滞留ニ付て、当郷之人足、寺より用次第、何時ニよらず、可能出候也、

(文禄五年)
七月廿四日

玄以(花押)

紫竹

大門

上野

雲林院

百姓中

362 治部卿長盛宛書状(折紙)「醍醐寺文書」184函4

御修法無事ニ御結願目出度被存候、残暑之時分、別而

可為御苦身候、隨而十帖一卷被懸御意候、過分至極存候、旁期拜顔之節存之由、被申入可給候、恐々謹言、

德善院

(文禄五年)
閏七月一日

玄以(花押)

(長徳)
治部卿殿

○治部卿長盛は三宝院門跡の雜掌

363 治部卿長盛宛書状写

『義演准后日記』文禄5年閏7月9日条

来月大仏供養呪願可被成御勲仕之旨、東寺(并其)木食より被申入之由被仰下候、最前其通申談候、相応之儀可被仰下候、此旨可預御意得候、恐々謹言、

德善院

(文禄五年)
壬七月九日

玄以
判在

(長徳)
治部卿殿

○治部卿長盛は三宝院門跡の雜掌

364 天龍寺境内・諸塔頭門前中宛書下 (折紙)

「天龍寺文書」 550

当寺境内^并諸塔頭門前百姓、今度地震家損崩候とて他郷へ罷退事、可為曲事、次失人等之義、如御法度、落所尋搜、急度可加成敗者也、

文祿五年

八月三日

玄以 (花押)

天龍寺境内

諸塔頭門前

中

365 天龍寺役者中宛書下 (折紙) 「天龍寺文書」 593

天龍寺境内之大工

与介

吉兵衛

二右衛門

右参人之儀、当寺地震^二破損之条可被召遣候也、

德善院

（文祿五年）
八月十一日

玄以 (花押)

天龍寺

役者中

366 御靈社別当祐純法印宛書下 「御靈神社文書」

御靈社祭祀事、古来七月十八日有神事、八月十八日雖為還幸、当年閏七月在之付、閏月^茂安座神輿申、八月十八日可成還幸申旨、旅所社若代申之、然本社別当祐純法印申分者、旅居之義、古今卅^ケ日之由来申立、不可構閏月由申之条神慮之儀候間、達 叡聞候之处、始神道御預之吉田三位兼見、公家中被召、被遂御穿鑿畢、所詮往古以来三十日旅居之通被聞召届、閏月雖在之、六十日旅居之義不可有之由、既被成 奉書候、自今以後可守此旨事肝要候也、

文祿五年八月廿一日 玄以 (花押)

(切封ウハ書)

「 (墨引) 德善院

祐純法印 玄以

367 日禎宛書狀（折紙）「常寂光院文書」

於嵯峨龜山為隱居所一字御建立之由尤存候、弥可被拙天下太平之懇祈事、簡要候、將亦御所勞之由御養性專一候、於御本復者、本寺本国寺法度等弥可被仰付候、恐々謹言、

德善院

（慶長元年）
十二月五日

玄以（花押）

究竟院

僧正日禎

玉床下

○日禎が本国寺を日桓に譲り嵯峨小倉山に隱遁するのは、慶長元年八月十五日（『本国寺年譜』）。

368 清水寺宛書下（折紙）「成就院文書」

今度新儀^上一坊為建立^二付而、屋敷之事、於鐘突堂之地類之北相渡候上者、永代不可有相違候也、

慶長元 德善院

十二月九日 玄以（花押）

清水寺

369 嵯峨清凉寺四十八日別時念仏中禁制「清凉寺文書」

嵯峨清凉寺四十八日

禁制 別時念仏中

一 喧嘩口論事、

一 押買狼藉事、

一 号借錢・借米、取質物事、

右条々雖為惣別御置目、猶以於違犯之族者、速可

処嚴科者也、

慶長二年正月 日 德善院僧正（花押）

370 治部卿長盛宛書狀写

『義演准后日記』慶長2年2月24日条

御書致拝受候、仍来月廿一日高野山大塔供養に付て、導師儀自木食被申入候旨、尤存候、先日内々此方へも、其通相談候キ、乍御苦勞、御登山有て可被成御勸候、然者相応之儀可被仰下候、此等之趣可被申上候、恐々謹言、

（慶長二年）
二月廿四日 玄以判

（長徳）
治部卿殿

○治部卿長盛は三宝院門跡の雜掌

371 広隆寺惣中宛書下（折紙）「広隆寺文書」 坤

当寺門前境内地子之儀付而、今度太秦之内御藏納之御
代官長谷川法眼被申分雖有之、^{（永七）}先年 御朱印之筋目ニ
無異儀申極候之条、弥如先々永可有寺納之状如件、

慶長式 德善院

三月五日 玄以（花押）

広隆寺

惣中

372 治部卿長盛宛書状（折紙）「醍醐寺文書」 184 函 5

昨今俄其地之花を可有御覽と

大かうさま被^{（豊臣秀吉）}仰出候、^{（掃除）}そうち已下可被仰付候、恐々

謹言、

德善院

^{（慶長一年）}三月八日 玄以（花押）

三宝院殿にて

^{（長徳）}治部卿殿

○治部卿長盛は三宝院門跡の雜掌

373 治部卿長盛宛書状「醍醐寺文書」 184 函 5

御書致拝見候、大塔供養ニ付、明後十五日高野山御成之由、
乍御大儀珍重存候、相応之儀可被仰下候、頓而還御可
奉待候、此旨可被申上候、恐々謹言、

^{（慶長二年）}三月十三日 玄以（花押）

（切封ウハ書）

「（墨引） 德善院

治部卿殿 玄以 「」

○治部卿長盛は三宝院門跡の雜掌

374 石田三成宛書状「南部文書」 二

（端裏書）

「（墨引） ^{（石田正澄）}石治少様 德善院

人々御中 「」

^{（歎也）}帥法使者于今此方ニ滞留候、然者石木工・石掃へも今
日直談申談候間、如此返事調申、御氣に入候ハ、御判
形候て可給候、先度之道具之帳もべんくと此方ニ置

候て不入事候間、返し申候、尚明日以面可申候、恐々謹言、

(慶長二年)
三月廿六日

玄以(花押)

○德善院の名乗りと三成と玄以がすぐに会える場所にいることから慶長二年に比定する。

375 広隆寺宛定書「広隆寺文書」坤

定 広隆寺

一当寺山林竹木草等不可伐掘之事、

一庭之石木不可掘採之事、

一於寺内殺生禁断之事、

一堂舎^并植木等^七往来之人足材木以下寄懸不可休息事、

一往還之者下々自然不謂儀申族於有之者支置、急度

注進可被申越之事、

右条々所定如件、

德善院僧正

慶長二年三月 日 玄以(花押)

376 「法輪寺文書」

定 法輪寺

一当寺境内山林竹木草等不可伐掘事、

一庭之石木不可掘採之事、

一於境内山人以下一切不可往還^并殺生禁断事、

一堂舎^并植木等^七往来之人足材木以下寄懸不可休息事、

一往還之者下々自然不謂儀申族於有之者支置、急度

注進可被申越之事、

右条々所定如件、

德善院僧正

慶長二年三月 日 玄以(花押)

377 治部卿長盛宛書状(折紙)

「義演准后日記」三(慶長3年1月28日〜30日紙背)

御池^(尾池是安)かた迄御書之趣拜見仕候、仍

(豊臣秀吉)

大閣様へ今度御朱印之御札旁^二可有御成由尤存候、尚

(尾池是安)

清左衛門かたより可申上旨可預御取成候、恐々謹言、

德善院

(慶長二年)
卯月三日

玄以(花押)

治部卿殿 (長盛)

○治部卿長盛は三宝院門跡の雑掌

○『義演准后日記』に關連記事あり。

378 三上三大夫宛書状 (折紙) 『九条家文書』 2000

(包紙ウワ書)

「慶長二 四 九 德善院折紙去年隨心院へ
從御拾樣參候銀子之事」

(端裏書)

「慶長二 西丁」

以上

去年 (慶長二年) 秀頼様御參 内之砌、隨心院殿へ被進之候銀子、
其御所ニ可有御座候、地震ニ付隨心院御寺損申候を取
立可申之由、以下公人衆被申候間、彼銀子兵部 (定規)・本間 (兼也)
儘可被渡遣候、わろくつかひ候ハぬやうにと、此方
も申聞候、此旨可被申上候、恐々謹言、

德善院

(慶長一年)
卯月九日 玄以 (花押)

三上三大夫殿

379 松尾社家中宛書状 (折紙) 「松尾神社文書」三

急度申候、在々麦年貢之事、田方分三分一納所可申付
候旨、被仰出候条、当社領分被遂内檢、帳を作、則在
所ニ可被納置候、右帳面ニ若麦田を隱置候ハ、領主
可為越度之旨候間、可被入念候、恐々謹言、

德善院

(慶長一年)
卯月十二日 玄以 (花押)

松尾

社家中

380 等持院宛書状 (折紙) 「等持院文書」

急度申候、在々麦年貢之事、田方分三分一納所可被申
付候旨、被仰出候条、当寺領分被遂内檢、帳を作、則
在所ニ可被納置候、右帳面ニ若麦田を隱置候ハ、領
主可為越度之旨候間、可被入念候、恐々謹言、

德善院

(慶長一年)
卯月十二日 玄以 (花押)

等持院

役者中

381 南禪寺宛書狀（折紙）「円光寺文書」

急度申候、在々麦年貢之事、田方分三分一納所可被申付候旨、被 仰出候条、当寺領分被遂内檢、帳を作、則在所^ニ可被納置候、右帳面^ニ若麦田を隱置候ハ、御給人可為越度之旨候之間、可被入念候、恐々謹言、

德善院

（慶長一年）
卯月十二日 玄以（花押）

南禪寺

役者中

382 天龍寺役者中宛書狀案「天龍寺文書」 625

急度申入候、在々麦年貢之事、田方分三分一納所可被申付候旨、被仰出候間、当寺領分被遂内檢、帳を作、則在所^ニ可被納置候、右帳面^ニ若麦田を隱置候ハ、御給人可為越度候旨候間、可被入念候、恐々謹言、

德善院

（慶長一年）
卯月十二日 玄以（花押）

天龍寺

役者中

383 大德寺役者中宛書狀（折紙）「大德寺文書」二

急度申入候、在々麦年貢之事、田方分三分一納所可被申付之旨、被仰出候条、当寺領分被遂内檢、帳を作、則在所^ニ可被納置候、右帳面^ニ若麦田を隱置候ハ、御給人可為越度之旨候間、可被入念候、恐々謹言、

德善院

（慶長一年）
卯月十二日 玄以（花押）

大德寺

役者中

384 知恩院宛書狀（折紙）「知恩院文書」三

（貼紙）

「むき年貢二付、德善院今狀」

急度被申、在々麦年貢之事、田方分三分一納所可被申付候旨、被 仰出候条、当寺領分被遂内檢、帳を作、則在所^ニ可被納置候、右帳面^ニ若麦田を隱置候ハ、給人可為越度之旨候、可被入御念候、恐々謹言、

德善院

（慶長一年）
卯月十二日 玄以（花押）

知恩院

役者中

惣中

○『鹿苑日録』に記事あり

385 北野社惣中宛書状（折紙）「日下文書」

急度申、在々麦年貢之事、田方分三分一納所可被申付候旨、被仰出候条、当社領分被遂内檢、帳を作、則在所^ニ可被納置候、右帳面^ニ若麦田を隱置候ハ、領主可為越度之旨候間、可被入念候、恐々謹言、

德善院

（慶長二年）
卯月十二日

玄以（花押）

北野社

惣中

386 南禅寺惣中宛書状（折紙）「南禅寺真乘院文書」

於今度当寺仏事之儀^ニ付、御造作之至候、為其以使札申候、恐々謹言、

德善院

（慶長二年）
五月八日

玄以（花押）

南禅寺

387 太秦広隆寺宛書状（折紙）「広隆寺文書」 坤

今度南禅寺へ為諷經御出之由御苦身共候、為其以使札申候、恐々謹言、

德善院

（慶長二年）
五月八日

玄以（花押）

太秦

広隆寺

床下

○『鹿苑日録』に記事あり

388 寺社中宛書下写「等持院文書」

明日十七日

（豊臣秀吉）
大閣様・秀様御移徙之御礼可被聴^ニ候、諸五山十さつ

并洛中洛外之寺社不殘年頭御移徙之御礼として十七日夜明候程^ニ下着候様^ニ堅念々入可相触者也、

（慶長二年）
五月十六日

玄以御在判

寺社中

○付箋「慶長二年」とあり。

389 某宛書状（折紙）「妙法院聖教」二二一

猶以「^{（徳田秀行）}」僧衆

大閣様御聴聞^ニ候間、可被得其意之旨、内々可

被申触旨又申候、今少路^{（行違）}今日此方へ可被越候、尚

談合可申候、以上、

昨日如被仰出候、当月廿九日千僧供養 大閣様可有御

聴聞^ニ候、然者於^{（常通）}妙門様数寄仕置にて、御座敷之内

三人計之御用意候へとの儀候、其外御供衆之儀ハ此方

より御へん^{（弁当）}たうを持せられ候ハんとの御意候、僧衆へ

掃部方もいつも申候も、□□□尚いれされ候と可被申

付候、配膳衆以下ふつ、かに無之様^ニ可被入御念候、

茶具等も最前申付候分、出来候つる哉、左様之段も不

事届儀候ハ、可被申越候、由断有間敷候、此由御門

主様へ能々可被申入候、恐々謹言、

徳善院

（慶長二年）
五月廿四日 玄以（花押）

○宛先は切斷されている。

390 神宮寺宛禁制「櫟谷七野神社文書」

禁制 神宮寺

一 伐採竹木事、

一 寄宿之事、

一 殺生之事、

右条々堅被停止訖、若於違犯之輩者速可被処嚴科者也、

徳善院僧正

慶長二年六月 日 玄以（花押）

391 治部卿長盛宛書状写

『義演准后日記』慶長2年7月4日条

御書致拝見候、大仏殿供養可有御執行^ニ付て、呪願之

儀承候、興^{（記事）}山上人相談仕、追而可申上候由、可預御取

成候、恐々謹言、

徳善院

（慶長二年）
七月四日 玄以

（成徳）
治部卿殿

○治部卿長盛は三宝院門跡の雑掌

徳善院

(慶長二年)
七月七日 玄以(花押)

東寺

392 三宝院雑掌宛書状(折紙)「日本古書通信」

善光寺如来大仏殿へ遷座之儀ニ付、来十八日大津迄御

成候而、則大仏殿へ被成御送届様ニと被仰出候、御供

衆之儀、式以下御用意有て、各御門跡衆被成御同道、

御成尤存候、此旨可被申入候、恐々謹言、

徳善院

(慶長一年)
七月七日 玄以(花押)

(義源)
三宝院殿

御雑掌

○「義演准后日記」慶長2年7月7日条に写あり。

393 東寺惣中宛書状(折紙)

「京都府立総合資料館所蔵文書」

善光寺如来大仏殿ニ至て御遷座之儀ニ付、来十八日大

津迄寺僧衆不残被罷出、騎馬にて供奉候様ニと被仰出候、

馬ハ自此方可被仰付候、各御用意候て無御由断御出尤

候、恐々謹言、

394 今小路行康宛書状(折紙)「妙法院文書」

来十八日従大津大仏殿へ如来御遷座ニ各御成之儀ニ付

て可被召伴人数之事、

烏帽子着 卅人

其外雑色役者以下 廿人

以上五十人

右之分可然と存候、余御供衆おもひくニ多御座候て

ハ如何候、又すくなく候ても見苦敷候はん間、如此ニ候、

はや此方にて申触候分、

(最風)
梶井殿

(空性)
大覚寺殿

(道源)
聖護院殿

(良態)
竹内殿

以上

然者当御門跡様供奉何程如何様之躰にて候哉、承度候、
此由可有御披露候、恐々謹言、

德善院

〔慶長二年〕
七月十三日 玄以（黒印）

〔有旗〕
今少路殿

○今小路行康は妙法院門跡の坊官

395 饗場百姓中宛書下（折紙）

「新旭町所蔵文書」 1 | 10

今度饗場与善積并北古賀山境目出入之儀付而、遂糺明
候之處、從饗場山門之書物・磯丹波折紙明鏡之上者、
如先規申付候也、

慶長二年

九月廿五日 玄以（花押）

〔近江國〕
饗場

百姓中

○後補の包紙あり。

396 木食応其宛書状写

『義演准后日記』慶長2年11月27日条

塔之事意得候、先五百石ハかりもわたし可申候、御せ
いを可被入候、かしく、

德善院

〔慶長一年十二月〕
廿七 裏判

〔木食応其〕
大仏上人 まゐる

397 権少輔宛書状「逢善寺文書」

先例之段、弥被聞召届、可被仰上候事「」、
以上、

如御書、久不得尊意候、此間東山御成之由承候、随而

青御門跡御末寺常州逢善寺住持僧正望候儀、□任先例、
可有御執奏之旨、尤存候、ひ一折拝領、過当至極候、

猶大藏卿可被申上之由、可預御取成候、恐々謹言、

德善院

〔慶長二年〕
三月四日 玄以（花押）

権少輔殿

○定珍は慶長3年3月30日に権僧正に任ぜられている（逢善寺文

書〕。

398 清凉寺宛禁制〔清凉寺文書〕

禁制 清凉寺

一 樂書之事、

一堂内^仁置材木事、

一大念仏、於外陣不令執行、猥入内陣事、

右当寺今度就再興、改而如此之上、若於違背之輩者、

可被処嚴科者也、

德善院

慶長三年五月 日 玄以（花押）

399 平等院宛禁制〔平等院文書〕

禁制 平等院

一 樂書之事、

一 伽藍之前通牛馬事、

一 於樓門之内外取石土事、

一 山林^江放牛馬事、

一 伐採領内山林竹木^并荊草事、

右条々今度当寺就再興、改如此之上、若於違背之輩者、可被処嚴科者也、

德善院

慶長三年五月 日 玄以（花押）

400 里村玄仍宛書狀（毛卜折紙）

『古典籍展観大入礼会目錄』平成26年

堀川之紹巴家之事、我等立候て遣候間、紹巴一期之後

者、其方進退不可有相違候、為其如此候、恐々謹言、

慶長三 德善院

六月十三日 玄以（花押）

玄仍^{（里村）}

401 治部卿長盛宛書狀写

『義演准后日記』慶長3年7月7日条

御撫物之事、意得申候、明日自是可進入候、――、

德善院

（慶長三年七月）
七日 玄以判

（長徳）
治部卿殿

402 治部卿長盛宛書狀（折紙）

「義演准后日記」四（慶長3年8月22日紙背）

為八朔之御祝義、御使札、殊十帖一端拝受過分存候、此旨可被申候、恐々謹言、

德善院

（慶長三年）
七月廿九日 玄以（花押）

治部卿殿

○治部卿長盛は三寶院門跡の雜掌

○慶長元年は玄以への八朔礼なし（「義演准后日記」同日条）。同2年は8月1日に八朔礼（『同』同日条）。『同』には関連記事ないが、消去法で同3年に比定。

403 不動講衆中宛書下写「醍醐寺文書」179函80

今度大仏供養ニ付而、三寶院殿御出仕候、然者上醍醐不動講衆之力者一人も不殘如先規可罷出候、若何かと申分仕候者、可為曲事候也、

八月十九日 玄以_{判在}

不動講衆中

「慶長三」

404 関平右衛門尉宛書下「座田文書」一

其方代官所丹州船井郡夜賀村參百廿七石九斗八升、
八条殿へ御知行ニ被遣候間、彼御代官中大路甚介_{（為清）}たいし帳面可引渡候也、

慶長三年九月五日（花押）

関平右衛門尉殿

405 戸田久兵衛宛書下「座田文書」一

其方代官所丹州船井郡須智四拾五石三斗七升、八条殿_{（為清）}御知行ニ被遣候間、彼御下代中大路甚介_{（為清）}たいし帳面可引渡候也、

慶長三年九月五日（花押）

戸田久兵衛殿

406 遍照心院宛書下折紙（折紙）「大通寺文書」二

当院領事、御朱印之通寺務永不可有相違、并境内竹木人足其外諸役寄宿等御免除之上者、弥不可有異儀候也、

慶長三 德善院

九月八日 玄以（花押）

遍照心院

等持院

407 鹿苑寺役者中宛書下 (折紙) 「鹿苑寺文書」

鹿苑寺之儀、当住持逐電之上者、今度寺領校割令改易、新住持申付候、然上先坊主之時之借錢以下彼寺物之内へ申懸者雖在之、承引不可仕、若違乱之者於有之者、急度可申越候、山林等猥不伐採様堅可申付事肝要候也、

慶長三 德善院

九月十六日 玄以 (花押)

鹿苑寺

役者中

408 等持院宛書下 (折紙) 「等持院文書」

当寺境内公儀每年上竹事、自今以後御免之上者竹木等一切不可掘採伐採、縦誰々雖為所望不可有同心、況令沽却儀於有之者可為曲事、為修理用所之時者遂案内可被隨其者也、

慶長三 德善院

九月十八日 玄以 (花押)

409 六波羅密寺宛書下 (折紙) 「六波羅密寺文書」

当寺境内公儀每年上竹事、自今以後御免之上者竹木等一切不可掘採伐採、縦誰々雖為所望、不可有同心、況令沽却儀於有之者可為曲事、為修理用所之時者遂案内可被隨其者也、

慶長三 德善院

九月十八日 玄以 (花押)

六波羅密寺

410 二尊院宛書下 (折紙) 「二尊院文書」三

当寺境内公儀每年上竹事、自今以後御免之上者竹木等一切不可掘採伐採、縦誰々雖為所望、不可有同心、況令沽却儀於有之者、可為曲事、為修理用所之時者遂案内可被隨其者也、

慶長三 德善院

九月十八日 玄以 (花押)

二尊院

411 天龍寺役者中宛書下 (折紙) 「天龍寺文書」 549

当寺境内公儀每年上竹之事、自今以後御免之上者竹木等一切不可掘採伐採、縦誰々雖為所望、不可有同心、況令沽却儀於在之者、可為曲事、為修理用所之時者、遂案内可被隨其者也、

慶長三 德善院

九月十八日 玄以 (花押)

天龍寺

役者中

412 妙心寺役者中宛書下 (折紙) 「妙心寺文書」 七

当寺境内公儀每年上竹之事、自今以後御免之上者竹木等一切不可掘採伐採、縦誰々雖為所望、不可有同心、況令沽却儀於在之者、可為曲事、為修理用所之時者、遂案内可被隨其者也、

慶長三 德善院

九月十八日 玄以 (花押)

妙心寺

役者中

413 大德寺役者中宛書下 (折紙) 「大德寺文書」 二

当寺境内公儀每年上竹事、自今以後御免之上者竹木等一切不可掘採伐採、縦誰々雖為所望、不可有同心、況令沽却儀於在之者、可為曲事、為修理用所之時者、遂案内可被隨其者也、

慶長三 德善院

九月十八日 玄以 (花押)

大德寺

役者中

414 知恩院役者中宛書下 (折紙) 「知恩院文書」 三

当寺境内公儀每年上竹事、自今以後御免之上者竹木等一切不可掘採伐採、縦誰々雖為所望、不可有同心、況令沽却儀於在之者、可為曲事、為修理用所之時者遂案内可被隨其者也、

慶長三 德善院

九月十八日 玄以 (花押)

知恩院

役者中

415 黒谷金戒光明寺宛書下（折紙）「金戒光明寺文書」

当寺境内公儀毎年上竹事、自今以後御免之上者、竹木等一切不可掘採伐採、縦誰々雖為所望、不可有同心、況令沽却儀於在之者、可為曲事、為修理用所之時者、遂案内可被隨其者也、

慶長三

德善院

九月十八日

玄以（花押）

黒谷

金戒光明寺

417 梅津長福寺宛書下（折紙）「長福寺文書」四

当寺境内公儀毎年上竹事、自今以後御免之上者、竹木等一切不可掘採伐採、縦誰々雖為所望、不可有同心、況令沽却義於有之者、可為曲事、為修理用所之時者、遂案内可被隨其者也、

慶長三

德善院

九月十八日 玄以（花押）

梅津

長福寺

416 梶尾寺宛書下（折紙）「高山寺文書」

当寺境内公儀毎年上竹事、自今以後御免之上者、竹木等一切不可掘採伐採、縦誰々雖為所望、不可有同心、況令沽却儀、於有之者可為曲事、為修理用所之時者、遂案内可被隨其者也、

慶長三

德善院

九月十八日 玄以（花押）

梶尾寺

418 禅林寺宛書下（折紙）「禅林寺文書」

当寺境内公儀毎年上竹事、自今以後御免之上者、竹木等一切不可掘採伐採、縦誰々雖為所望、不可有同心、況令沽却儀於在之者、可為曲事、為修理用所之時者、遂案内可被隨其者也、

慶長三

德善院

九月十八日 玄以（花押）

禅林寺

419 清水寺宛書下（折紙）「成就院文書」

当寺境内公儀毎年上竹事、自今以後御免之上者、竹木等一切不可掘採伐採、縦誰々雖為所望、不可有同心、況令沽却儀於有之者可為曲事、為修理用所之時者遂案内可被隨其者也、

慶長三

德善院

九月十八日

玄以（花押）

清水寺

420 高雄寺宛書下（折紙）「神護寺文書」

当寺境内公儀毎年上竹事、自今以後御免之上者、竹木等一切不可掘採伐採、縦誰々雖為所望、不可有同心、況令沽却儀於有之者可為曲事、為修理用所之時者遂案内可被隨其者也、

慶長三

德善院

九月十八日

玄以（花押）

高雄寺

421 南禪寺役者中宛書下（折紙）「南禪寺文書」九

当寺境内公儀毎年上竹事、自今以後御免之上者、竹木等一切不可掘採伐採、縦誰々雖為所望、不可有同心、況令沽却儀於有之者、可為曲事、為修理用所之時者遂案内可被隨其者也、

慶長三

德善院

九月十八日

玄以（花押）

南禪寺

役者中

422 泉涌寺役者中宛書下（折紙）「泉涌寺文書」二

当寺境内公儀毎年上竹事、自今以後御免之上者、竹木等一切不可掘採伐採、縦誰々雖為所望、不可有同心、況令沽却儀於在之者、可為曲事、為修理用所之時者、遂案内可被隨其者也、

慶長三

德善院

九月十八日

玄以（花押）

泉涌寺

役者中

423 松梅院宛書下 (折紙) 「北野神社文書」 217

当社境内公儀毎年上竹事、自今以後御免之上者竹木等一切不可掘採伐採、縦誰々雖為所望、不可有同心、況令沽却義於有之者、可為曲事、為修理用所之時者、遂案内可被隨其者也、

慶長三

德善院

九月十八日

玄以 (花押)

松梅院

424 賀茂役者中宛書下 (折紙)

「賀茂別雷神社文書」 E-1-33

当社境内公儀毎年上竹事、自今以後御免之上者竹木等一切不可掘採伐採、縦誰々雖為所望、不可有同心、況令沽却義於有之者、可為曲事、為修理用所之時者、遂案内可被隨其者也、

慶長三

德善院

九月十八日

玄以 (花押)

賀茂

役者中

425 下鴨役者中宛書下 (折紙) 「鴨脚家文書」 124

(包紙ウハ書 (貼紙)
「玄以竹木うち取間敷書物敷」

下鴨役者中

当社境内公儀毎年上竹事、自今以後御免之上者竹木等一切不可掘採伐採候、縦誰々雖為所望、不可有同心、況令沽却儀於有之者、可為曲事、為修理用所之時者、遂案内可被隨其者也、

慶長三

德善院

九月十八日

玄以 (花押)

下鴨

役者中

○原本未確認

426 鳥居小路經孝宛書状 (折紙) 「青蓮院文書」 一

当御門跡御境内竹木事、公儀被伐採義御用捨之上、号植竹、誰々雖為所望一切同心不可有間敷候、況沽却等之儀可為曲事、最前 御朱印雖在之、重而被 仰出候、但為御修理御用之時者、被遂案内可被隨其候、恐々謹

言、

慶長三

德善院

九月廿二日

玄以（花押）

青蓮院殿御内

（龜孝）
鳥居小路大藏殿

○鳥居小路経孝は青蓮院門跡の坊官

427 多喜郡小多田百姓中宛書下（折紙）「座田文書」一

当村之儀、八条殿御知行^{（智七）}被仰下候、然者当納皆済之間、

一切他納不可仕候也、

慶三

德善院

九月廿八日

玄以（花押）

（丹波国）
（小多）
多喜郡おた田

百姓中

428 治部卿長盛宛書状（折紙）

『義演准后日記』五（慶長4年12月21日紙背）

御書致頂戴候、誠昨日者祇候仕、種々過分存候、猶

（演四）
成身院可被申上候、恐々謹言、

德善院

（慶長三年）
十月三日

玄以（花押）

（長徳）
治部卿殿

○治部卿長盛は三宝院門跡の雑掌

○『義演准后日記』で10月2日に玄以が醍醐寺に行ったのは慶長3年のみ。

429 嵯峨釈迦堂宛書下（折紙）「清凉寺文書」

当寺境内山林・上竹、惣而堅被御免除訖、自今以後掘取事、伐採事、被停止之者也、

慶長三

德善院

十一月廿日

玄以（花押）

嵯峨

釈迦堂

430 西尾小左衛門尉宛書状写

『言経卿記』慶長3年12月5日条

（言経）
山科殿事伺 叡慮申之处、伝奏衆より如此ニ申越候、早々

殿上迄御参 内尤候欤、何時にても山科殿御上洛候ハ、

使者相添可申候、但御錠次第^二我等成共御伴可申候、此旨可預御取合候、恐々謹言、

十二月四日

玄以判

西尾小左衛門尉殿

(喜次)

御、々、

431 山科殿雜掌宛書狀写

『言經卿記』慶長3年12月7日条

昨日者御尋之由、雖御太刀・馬代三百疋過分存候、其節致他行不能拝顔之事、所為外候、今日可被成御参内旨尤存候、雖可致御供候、使者可相副申旨、内府様(德川家康)より仰^二候間、非其儀候、則此者被召連、何時にても御参 内尤候、猶以御用之儀可被仰候、恐々謹言、

德善院

極月七日 玄以判

(言經)
山科殿御雜掌

432 谷山田社家神方等宛書下 (折紙)

〔田中光治氏所藏文書〕

吉田栄可借遣米錢事、先年雖遣折紙、于今無沙汰之由曲事候、急度可令返弁、猶以於難決者可譴責候也、

慶長三

極月廿日

玄以 (花押)

谷山田社家神方

梅津西東算所

太秦・ときハ・中野(常盤)

川はた・河嶋

借主中

433 曲直瀬養安宛書狀 (折紙) 「曲直瀬氏所藏文書」

(宇喜多秀家)

備前中納言様之御うへさま御煩^二付而、貴法^二見せられ度との御意候、伝 奏衆へも以書狀申候、右之通被仰談、至大坂早々御下尤候、恐々謹言、

德善

(慶長四年)
三月十三日 玄以 (花押)

(曲直瀬)
養安法印

床下

○『御湯殿の上日記』に關連記事あり。

434 治部卿長盛宛書狀（折紙）「義演准后日記」五

（慶長4年閏3月16日〜4月1日紙背）

小野之儀も猶成身院へ申候旨可被申候、

御書花一枝贈被下候、御志之至過分至極存候、漸趣盛之由珍重存候、得透必々致登山可得貴意旨可被達候、恐々謹言、

德善院

（慶長四年）

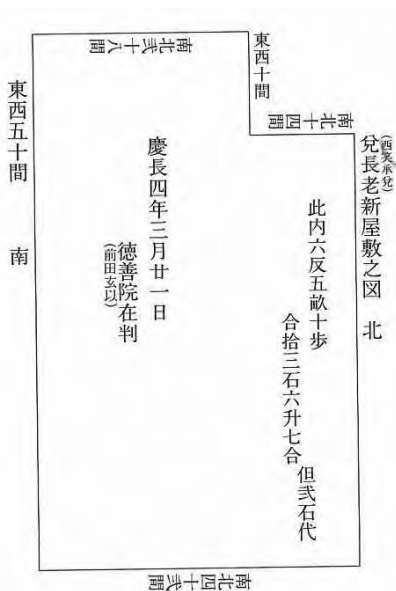
三月十七日

玄以（花押）

（長盛）
治部卿殿

○『義演准后日記』に關連記事あり。

435 西笑承兌新屋敷指図写「相国寺本坊文書」43



○相国寺内に創建された豊光寺の指図と思われる。

436 嵯峨清凉寺四十八日別時念仏中宛禁制

〔清凉寺文書〕

嵯峨清凉寺四十八日

禁制

別時念仏中

一喧嘩口論事、

一押買狼藉事、

一号借錢・借米、取質物事、

右条々雖為惣別御置目、猶以於違犯之族者、速可

処嚴科者也、

慶長四年三月 日 徳善院（花押）

437 成身院宛書状（折紙）「義演准后日記」五

（慶長4年7月8日）19日紙背

為御音信御書、殊更宇治布五端拝受之、每篇過当之至難申謝存候、何様不日致参上可申上旨被申入可給候、恐々謹言、

徳善院

（慶長四年）
壬三月十九日 玄以（花押）

（演賢）
成身院

438 治部卿長盛宛書状（折紙）「義演准后日記」五

（慶長4年6月24日）30日紙背

先度 御門跡様より紹巴^{（里村）}へ過分なる御様躰御座候つる条、為御礼可致祇候旨候て、大仏辺まで被罷越候へ共、老

足と申、還^而御六ヶ敷可被思召候之間、遠慮候へと申候て申留候、此等之旨非自由様^二可被申上候、恐々謹言、

徳善院

（慶長四年）
卯月五日 玄以（花押）

（長徳）
治部卿殿

○治部卿長盛は三宝院門跡の雜掌

○『義演准后日記』に關連記事あり。

439 黒谷金戒光明寺宛書状（折紙）「金戒光明寺文書」

当寺門徒中大仏御齋^二不参之出家候者、急度此方^江可被申越候、惣^而本寺へ出仕等之時、不可有懈怠事候、若於由断之寺者可承候、恐々謹言、

徳善院

（追筆）
「慶長四年」
七月廿一日 玄以（花押）

黒谷

金戒光明寺

440 進藤新右衛門宛宛行状写「進藤備教氏所藏文書」

丹州多喜岡田村之内五拾貳石八斗扶助全可知行者也、

慶長四

八月九日

玄以御判

進藤新右衛門殿

441 治部卿長盛宛書状（折紙）「義演准后日記」五

（慶長4年10月1日、9日紙背）

為在大坂御見廻御使札殊更見事之柿一折拝受「

路別而御「」頓而罷上候条其節可申述候、此旨

心得可被申候、恐々謹言、

德善院

（慶長四年）
九月六日

玄以（花押）

（長盛）
治部卿殿

○治部卿長盛は三寶院門跡の雜掌

○『義演准后日記』に關連記事あり。

442 八幡山上山下宛書下（折紙）「石清水文書」七三

当社々務之儀ニ付而、壇栄清^与田中秀清・新善法寺重

清申分候、然者社務領山林等、公事一着之間、押置候
条、可成其意候也、

（追筆）

「慶長四」

九月廿一日

德善院

玄以（花押）

八幡山上山下

443 八幡壇栄清・田中秀清・新善法寺重清宛書状

（折紙）「石清水文書」七三

就当社務之儀、從最前書付被上候、於大坂承可隨其候

間、証文共持せ各御下尤候、猶松田方より可申候、恐々

謹言、

德善院

（慶長四年）
九月廿二日

玄以（花押）

八幡

（榮清）
壇殿

（秀清）
田中殿

（重清）
新善法寺殿

444 治部卿長盛宛書狀（折紙）

「義演准后日記」六（慶長5年1月19日）26日紙背

隨心院殿御兒御所之御事^{（弔考）}ニ付て、様子一安心申旨^{（カ）}可申上候、御取成被聞召可然様ニ御分別尤候、恐々謹言、

德善院

（慶長四年）
十一月廿日

（花押）

（義長）
三宝山殿にて

治部卿殿

○玄以が隨心院に御兒御所が入室するのを知るのは慶長4年10月1日（「義演准后日記」）。

445 侍從經信宛書狀（折紙）

「義演准后日記」六（慶長5年1月10日）13日紙背

所勞之儀ニ付而為御見廻御書殊一折過当至極存候、氣相非別条候条、重而不可及御尋候、本復仕追而可申述候、恐々謹言、

德善院

（慶長四年）
十一月廿七日

玄以（花押）

（経信）
侍從殿

○「義演准后日記」に關連記事あり。

○玄以は慶長7年5月7日に亡くなる。

446 梶井殿少将宛書狀（折紙）「三千院文書」十

（封紙ウハ書）

「少将殿 德善院」

毘沙門堂之御事、弥承届候て不可為疎意候、猶松田^{（政行）}かたより可申入候、恐々謹言、

德善院

（慶長四年）
十二月十八日

玄以（花押）

（最通）
梶井殿

少将殿

○毘沙門堂跡目のことにつき慶長四年に比定する（拙著『京都の寺社と豊臣政権』）。

447 久我毘沙門堂領百姓中宛書下（折紙）「三千院文書」十

当郷毘沙門堂領事、梶井^{（最通）}殿へ相渡候間、年貢等無由断急度可收納候也、

徳善

(慶長四年)

十二月十九日 玄以 (花押)

久我毘沙門堂領

百姓中

○毘沙門堂跡目のことにつき慶長四年に比定する (拙著『京都の寺社と豊臣政権』)。

448 治部卿長盛宛書状写

『義演准后日記』慶長5年2月12日条

大坂御城^ニをいて年頭の御祈祷、御沙汰之様^ニと被仰出候、定日之事吉日次第との儀候、大形吉日御覧候て可承候、十六七之内たるへく候、此由可被申上候、恐々謹言、

徳善院

(慶長五年)

二月十二日

玄以

三宝山院殿まで

治部卿殿

(長盛)

○治部卿長盛は三宝山院門跡の雑掌。

449 中大路為清宛書状 (折紙) 「座田文書」一

去年御作事方算用相極^ニ付而帳面^并目録令披見、則目錄^ニ加判形遣候、委細之段才次可申候、其方煩之由養生専用候、恐々謹言、

慶長五

徳善院

二月十七日

玄以 (花押)

中大路甚介^{(為清) (殿)}

まいる

450 中大路為清宛書状 (折紙)

「宮内庁書陵部図書寮文庫蔵古今伝授資料」

(封紙ウハ書)

徳善院

中大路甚介殿

「二通入」

就御伝授之儀、被成下御書候、則 内府^(徳川家康)へも幽斎^(細川)へも申届候、いまた御若年^ニ付而御斟酌之通尤^ニハ候へ共、幽斎老年之儀候間、被成御同心尤之由 内府^ニも被申候事^ニ候間、其由心得候て可被申上候、恐々謹言、

徳善

(慶長五年)
二月廿日 玄以 (花押)

中大路甚介殿
(為清)

451 中大路為清宛書状 (折紙)

「宮内庁書陵部図書寮文庫蔵古今伝授資料」

御伝授之儀ニ付而、内府(幽斎家趣)より御折紙之通御披露候て、
被成下御書候趣、則申入候、御若年ニ付而、御斟酌之
通尤(幽斎)候といへとも、幽斎老年之儀と申、内府も別而
御念入候間、旁以目出度早々可被遂御伝授事、可然存
候、此等之旨可然様ニ可被申上候、恐々謹言、

徳善院

(慶長五年)
二月廿日 玄以 (花押)

中大路甚介殿
(為清)

452 おちの人宛書状 (折紙)

「宮内庁書陵部図書寮文庫蔵古今伝授資料」

(古今)
こきん御(伝授)てんしゆの事こまくと御文見まいらせ候、
御(所様)しよさま御しんさくのとをりも御もつ(尤)ともにて御入

候へ共、はやゆうさいも(幽斎)としよりの御事にて候、その

うへ御所さまなどハ御としきて候てもくるしからぬよ
し申候まゝ、さうく御(伝授)でんじゆなされ申し候へく候
よし御申候へく候、めてたくかしく、

(慶長五年二月)
廿日 とくせん(徳善院)いん

(御乳)
おちの人さままいる

○八条宮乳母は中大路為清の姉。

(参考) 玄以宛徳川家康書状 (折紙)

「宮内庁書陵部図書寮文庫蔵古今伝授資料」

古今集之事、連々幽斎(幽斎)存分候、老年之儀候之間、早々
御伝授可然之由(智七)八条殿へ可被申入候、恐々謹言、

(慶長五年)
二月十六日 家康 (花押)

(玄以)
徳善院

○「智仁親王御記」(宮内庁書陵部蔵) 慶長5年2月18日条に「内
府より徳善への状、大坂より才次持来」とあり。

(参考) 八条宮智仁書状案

「宮内庁書陵部図書寮文庫蔵古今伝授資料」

(包紙ウハ書)

「慶長五二十八日内府へ德善迄状来、返札案也

德善院

八」

古今集伝授之事、(細川)幽斎度々被申候へ共、若年故斟酌候

つる処に、(徳川家康)従内府被入御念之由祝着此事候、如何可在

之候哉、可然様相心得可被申候、かしく、

(慶長五年)
二月十九日

○「智仁親王御記」(宮内庁書陵部蔵) 慶長5年2月19日条に「大坂徳僧へ人を下ス」とあり。

453 祇園社修理役人定書 「建内文書」五

就祇園社加修理奉行事

大工奉行

東梅坊

松坊

幸円

勘丞

釘奉行

西梅坊

久左衛門尉

喜兵衛

甚丞

檜皮奉行

宝光院

竹坊

宇兵衛

竹釘之奉行

法橋

喜五郎

惣奉行

新坊

本願

澄光

右いづれも不可有由断者也、

慶長五年二月 日 德善院(花押)

454 醍醐山上山下衆中宛書狀（折紙）

「三宝院文書」第一回採訪六

（裏書）

〔慶長五子庚〕

醍醐金堂御建立御下行米之事、如最前千七百石にて候、其内先三百石飯米分として醍醐へ届相渡候へと切手只今即源盛^ニ渡候、残千四百石之儀ハ諸職人前丹州龜山渡し候、公義御算用いづれも相究候間、切手其分^ニ出し可申候、諸事木食上人相談有て可有馳走候、恐々謹言、

徳善院

（慶長五年）

三月一日

玄以（花押）

醍醐山上山下

衆中

455 治部卿長盛宛書狀（折紙）

「三宝院文書」第一回採訪六

（裏書）

〔慶長五子庚〕

御書致拝見候、仍金堂柱立来六日被仰付候由尤存候、

一其許御寺領方人足之事、堤奉行衆へ折紙遣申候事、

一内々被仰候つる秀頼様御誕生之月日之事心得申候、

従是しるし可進上申候、

一御庭前之花一枝被送下候、先日其許不参候事御残多存候つる^ニ別而此花一覽本望存候、旁追而可申上之由可預御取成候、恐々謹言、

徳善院

（慶長五年）

三月五日

玄以（花押）

（長巻）
治部卿殿

○治部卿長盛は三宝院門跡の雑掌。

456 横浜民部少輔他二名宛書狀（折紙）

「三宝院文書」第一回採訪六

（裏書）

〔慶長五子庚〕

醍醐金堂從秀頼様御建立^ニ付て彼寺領百姓手伝^ニか、り申候間、堤之隙明次第、急可有御返候、不私儀候、恐々謹言、

徳善院

(慶長五年)

三月五日 玄以 (花押)

横浜民部少輔殿
(茂勝)

長管兵衛殿

御牧助三郎殿

御宿所

457 壇栄清宛書状写「石清水文書」七三

態申候、仍彼被仰分之儀、(徳川家康)内府様得御意可相極候之間、

御下候へと申遣候処(重清)ニ、新善法寺煩ニ候之間、被罷下

間敷候由ニ候、彼煩ニ無御構、早々御下尤ニ候、最前新

善法寺存分承置候間、彼手前者書付にても可相究候、恐々

謹言、

徳善院

(慶長五年)

三月九日 玄以

壇殿
(栄清)

「写」
(奥書)

○年次比定は『石清水文書』による。

458 春覚坊宛書状 (折紙)「曼殊院文書」十三

(包紙ウハ書)

「竹門様にて
(良思)」

春覚坊 徳善院

天王寺供養ニ付、御供衆以下之事、其役人外不入衆を

多被召連候て無詮儀候間、被成其御分別、被召連候ハ

て不叶衆、何れも御書立候て可被下候、宿以下兼日ニ

申付事候間、さて申入候、はや廿七日無余日候間、諸

事ハ御由断有間敷事専用候、兼日ニ誰にても法事方之

儀存候衆可有御下候、恐々謹言、

徳善院

(慶長五年)

三月十一日 玄以 (花押)

春覚坊

○天王寺供養は慶長5年3月27日(「義演准后日記」)。

459 一安軒・信濃兵部治昆宛書状写「曼殊院文書」十三

天王寺供養之儀ニ付て、僧衆行列之跡先之儀、昨日自

竹門様被仰越候、はや今明日之事候間、かやうの被仰

事候ハ、とく御極候はん事にて候を、(沙汰)さたの限候、

如何之為躰共^ニ候哉、

大覺寺殿へも 竹門様へも參候て、是非之儀申極候て

可被越候、又咒願之書物とやらん 八条殿遊し候^ニ成

候哉、又 竹門様遊候^ニ成候哉、かやうの事も急度承

届度候、今日罷下候へ共、此兩条承届候てと存、伏見^ニ

相待候、晚京からも可出家、其外其徳へ成候て手をつ

かへ候事ハ「 」、何も急度精を被入被究候て可

承候、恐々謹言、

徳善

三月廿二日 玄以 判

一安軒

信濃兵部殿

○天王寺供養は慶長5年3月27日〔義演准后日記〕。

460 成身院宛書状（折紙）「三寶院文書」第一回採訪六

（裏書）

〔慶長五庚〕

為金堂棟上御祝儀、両樽珍重令存候、如尊慮以上洛之次、不斗致登山見可申候、此旨相心得可被申候、恐々

謹言、

徳善院

卯月四日 玄以（花押）

成身院

461 社務領百姓中宛書下（折紙）「石清水文書」七三

八幡社務之事之儀^ニ付、彼領去年より押置候処、今度

内府様被聞食、社務職之事田中へ被仰付候、然者先年

御檢地之時、壇知行分と社務領分を 御朱印一通^ニ籠

而取被申候、公事落居之上者、社務領之儀者田中へ可

収納候也、

（追筆）

〔慶長五年〕

五月十五日 玄以（花押）

社務領

百姓中

462 松梅院禪昌宛書状（折紙）「北野神社文書」220

猶以双方へ被申様聞候て可隨其候間、無由断可

被罷下候、以上、

其方と侍從出入之儀^三付て可被罷下之旨、先日松田^(政行)かたより申遣候へ共、于今無其儀候、早々大坂^二至て可被罷下候、恐々謹言、

德善院

(慶長五年)

五月十七日

玄以(花押)

(押書)
松梅院

床下

○『北野社家日記』に關連記事あり。

463 松梅院禅昌宛書下写 「北野神社文書」 228

北野境内夫役、従前々不及其沙汰之旨承届、自先年令免除畢、弥可被任其旨、然者掃除其外社用等可被申付候也、

慶長五

德善院

五月十八日

玄以(花押影)

(押書)
松梅院

464 広橋兼勝雜掌宛書状写 「石清水文書」 七三

八幡社務職申分之儀、承可申付之旨、最前

(後隔成大患)

叡慮之由候之間、去年以来穿鑿仕、其上今度内府公^(龜川家康)江

も申入候之処、当社務職之儀、田中秀清可被存知之由落着候、其旨可被仰上候、恐々謹言、

德善院

(慶長五年)

六月十三日

玄以

(兼勝)
広橋大納言殿

御雜掌

(奥書)
「写」

○年次比定は『石清水文書』による。

465 醍醐役者中宛書下(折紙) 「醍醐寺文書」 186 函 3

最前下醍醐金堂立候时被遣候足代材木、有次第当寺百姓共として大仏へ可被相届候、委細上人^(定其)分可被申、急之用不可有由断候也、

德善院

(慶長五年)

六月十九日

玄以(花押)

醍醐役者中

○『義演准后日記』に關連記事あり。

(慶長五年)
八月十八日 玄以(黒印)

(神島)
松梅院

床下

466 下間美作法眼宛書狀(折紙)「興正寺文書」

(明)
興正寺殿官位之儀、先度勸修寺殿へ申候つる処、早々
(政行)
相調候由珍重存候、尚松田かたより可申候、恐々謹言、

德善院

(慶長五年)
七月七日 玄以(花押)

(賴亮)
下間美作法眼

御宿所

○慶長五年七月五日に興正寺昭玄は法眼に叙せられる(言経卿記)。

467 松梅院禅昌宛書狀(折紙)「北野天満宮文書」二

(通)
北野内会所之事、能勢彦内と申者、去春以来かけ置候
へ共、終首尾させ不申候而、御無心之申候へ共、此
(力)
行ゑの事ハ、其さまへ任せ申候間、無首尾之所を、今
日ハ被仰付候て可給候、人手間ノ入候事ハ日養にて被
(補)
仰付、其外之事ハ、何も入用、追而御算用之上可申付
候間、如何様ニも頼入候、く、恐々謹言、

德善院

468 治部卿長盛宛書狀(折紙)

○「北野社家日記」によると、能瀬源内は「德善院内」で、慶長5年4月2日より会所修理奉行として登場する。

「義演准后日記」七(慶長6年6月10日〜19日紙背)

御書致拝見候、仍於御城御祈禱之事、来十六日□々の御斗にて御座候、あいは殿よりの返事如此候、十五日早々御下向奉待候由可被申上候、恐々謹言、

德善院

(慶長五年)
九月十一日 玄以(黒印)

(長盛)
治部卿殿

○治部卿長盛は三宝院門跡の雑掌

○「義演准后日記」に關連記事あり。

469 新中納言宛書下 (折紙)

〔仁和寺史料〕 御経蔵151函3

(包紙1)

〔摩尼珠院忠俊法印役後於当院可取立事也〕

前田德善院僧正一通

摩尼珠院可取立事

同 一通

松木中納言殿雜掌

(包紙2)

〔真乘院儀付

德善院折紙〕

仁和寺真乘院之内摩尼珠院跡職之儀、其方へ懇^ニ被申置之由候、然者真乘院摩尼珠院跡目被取立無退転候様可有才覚候、知行・山林以下費不行、寺相統候様^ニ馳走肝要候也、

慶長五

德善院

十月十日

玄以 (花押)

新中納言殿

470 朝山幸綱宛書状写「兼孝公記別記」

御書致拜見候、仍閑白職之儀可被成御再任之由、勅定之旨珍重存候、猶從是可申上之由可預御取成候、恐々謹言、

德善院

(慶長五年)
十二月七日

玄以
判在

朝山宮内大輔殿

471 金蓮院演照・成身院演賀宛書状 (折紙)

〔醍醐寺文書〕 30函64

又申入候、当山入薙之事をもはせ川宗仁・觀音寺^(長持)手長候て当年九月まで台所へ入候由申候、□やうの段も御理御座候はん間、手元可申理候、誰にても□しかなる衆一人可被下候、以上、

先年大閣様為御意立申候御門跡様御寺之儀、千石之分者大閣様被 仰置候、惣様入用共算用仕せ候へハ、千石之外式百卅六石入申候、其分をも秀頼様御料所之内にて被遣候様^(番付)可仕と存候て今まで遅々仕候内^(番付)返上如此之仕合^ニ候之處、不罷成候、左候へハ早時分柄^ニ

成申候間、諸職人も迷惑仕候、御門跡様より可被仰付候哉、御相談候て可被仰上候、恐々謹言、

成身院

○『義演准后日記』に關連記事あり。

德善院

極月十七日

玄以 (花押)

金蓮院

成身院

○『義演准后日記』に關連記事あり。

472 成身院演賀宛書状 (折紙)

「義演准后日記」八 (慶長7年2月1日〜8日紙背)

大坂御本丸当月御祈禱如例式来十六日可被成旨候、十五日至大坂被成御下着候様御門主様へ可被仰入候、御祈禱之御札被參候、御使^(義)はや被仰越候へ共、御念之為重而我等より可申入旨^(カ)付て如此候、則大藏卿局よりの文如此^ニ候之条可被懸御目候、御下向定而此御返事^ニ可被仰下候、我等より大坂へ人を御供させ可申候、此旨能々可被申上候、恐々謹言、

德善院

五月十一日

玄以 (花押)

473 進藤新右衛門宛宛行状写「進藤備教氏所藏文書」
丹州多喜郡宮代村六拾石遣候、全可知行者也、

慶長六

十月十二日

玄以御判

進藤新右衛門殿

「德善院」年次未詳文書

474 岩手九郎左衛門尉宛書状 (折紙)「岩手家文書」

中納言様より御鷹之鷹一竿拾拌領忝存候、為御使雪中遠路御辛勞不得申候、則御書之御返事申上候、過分^(金川家藏)存候由、猶以御心得候て御取成所仰候、内府様可被成御上洛旨被仰出候間、拙者式罷上候故不懸御目候、所存外候、恐々謹言、

德善院

正月廿日

玄以 (花押)

岩手九郎左衛門尉殿

御宿所

○玄以が正月に徳善院を名乗る期間は、慶長2年以降死去する同7年まで。この間上杉景勝が1月に京坂に不在であるのは、慶長5年から7年。玄以は慶長5年1月7日に上洛している〔北野社家日記〕ので慶長5年の可能性が高い。

475 治部卿長盛宛書状（折紙）「醍醐寺文書」173 函16

今度御法事無事御執行由珍重存候、旁期拝顔之節候、恐々謹言、

徳善院

（慶長（年力））
二月十三日

玄以（花押）

（長盛）
治部卿殿

○玄以が2月に徳善院を名乗る期間は慶長2年以降死去する同7年まで。この間2月に執行された「御法事」としては同2年2月10日の伝法灌頂がある。

476 桂宮院宛書下（折紙）「広隆寺文書」坤

広隆寺儀ニ付て可相尋事候て、昨日被越候へと申遣候処、無其儀候、如何之事哉、今日早々伏見ニ至て可被越候、

不可有由断候也、

徳善院

二月廿日 玄以（花押）

桂宮院

床下

477 成身院演賀・金蓮院演照宛書状（折紙）

「醍醐寺文書」179 函68

御書致拝見候、仍金堂之儀去六日柱立之儀尤存候、就其大工人足等之儀いづれも申遣候、此旨可被申入候、恐々謹言、

徳善院

三月十一日 玄以（花押）

（演賀）
成身院

（演照）
金蓮院

478 某宛書状写「醍醐寺文書」30 函65

（端裏書）
（金川家忠）
「相国様御判御文言可被好之由徳善院被申状うつし」

当寺領去年割符之通、奉行衆長藤連判相極候、奥書可
為如此文言候哉、末代之為候間、如何様ニも可有御好候、
恐々謹言、

德善院

三月廿二日 在判

479 西洞院時直宛書狀（毛卜折紙）

『典籍籍展觀大入札会目録』平成25年
長々此地御逗留御大儀共候、仍任到来鯛一折五・両樽
進之候、些少之躰如何候、恐々謹言、

德善院

三月廿九日 玄以（花押）

西洞院（時直）侍從殿

御雜掌

480 祐阿弥宛書狀（毛卜折紙）

『典籍籍展觀大入札会目録』平成22年
今朝御約束之茶、此者共ニ御渡頼入候、猶兩人可申候、
恐々謹言、

德善院

卯月十六日 玄以

祐阿弥

○花押はないが、右筆梅軒の筆と推察される。

481 西洞院時慶宛書狀（折紙）『弘文莊待賈古書目』44

思召（房）御庭之藤白紫共ニ過分、殊更ふさのなかさ、目
をおとろかし申候、近日御上洛ニ候間、旁其節可申承候、
恐々謹言、

德善院

卯月十八日 玄以（花押）

西洞院（時慶）殿

御雜掌

482 本能惣中宛書狀（折紙）『本能寺文書』二

御屋敷御普請ニ付、当寺ニ寄宿之儀、誰々被申候共、
自此方急度不申越候者、不可有承引候、恐々謹言、

德善院

（慶長二年カ）
卯月晦日 玄以（花押）

本能

惣中

○「御屋敷」を京都新城だとすると、慶長2年の可能性がある。

483 祇園供僧衆中宛書状写「祇園社本縁雜録」

△德善院殿御折紙ノ写

本紙供僧仲ニ有之、古キ写ハ殆ニ有之也、

祇園社頭ニ供僧衆新儀ニ隔子^(俗)を可被仕候由候、就其神
樂衆・社人共訴訟申子細候、所詮有来外之事、今度御
修理之次ニ候として被仕候事、一切無用候、若被仕候ハて、
不叶所候共、我等罷上候刻見計候て可随其候、恐々謹
言、

丹波亀山居城ノ由也

德善院

五月十日

玄以^(在御之判)

祇園

供僧衆中

484 石尾治一・佐久間政実宛書状（折紙）

「堀江瀧二郎氏所蔵文書」

竹之切手進候、横卷三右衛門と申もの京都二条ニ居申候、
可被遣候、相替儀御座候者可承候、恐々謹言、

德善院

五月十日

玄以（花押）

石尾野州さま^(俗)

佐久間河州さま^(致也)

御返報

485 治部卿長盛宛書状（折紙）

「義演准后日記」七（慶長6年12月5日紙背）

如御意久不得貴意候処、為御音信御使者、殊熟瓜二籠
拝領過分至極候、此旨相心得可被申上候、恐々謹言、

德善院

七月十日

玄以（花押）

^(長盛)
治部卿殿

○治部卿長盛は三宝院門跡の雑掌

486 瀧川忠征宛書狀「堀江瀧三郎氏所藏文書」

猶以堀尾信州事^(忠氏)談合仕度儀候間、御出待申候、

以上、

此間者切々御見廻之事畏入候、仍少用之儀申入候間、
只今御出候て可被下候、奉待候、猶期面上候、恐々謹
言、

八月四日

玄以（黒印）

（捻封ウハ書）

「（墨引） 瀧川豊前守殿 徳善院

人々御中

」

○玄以は慶長5年8月5日に煩っていることが確認され（「御湯殿
上日記」）、同年7月17日付の「内府ちかひの条々」では黒印を捺
しているの、慶長5年の可能性がある。

○堀尾忠氏の正室は玄以の娘。

487 堯宛書狀（折紙）「妙顯寺文書」二

猶松田勝右衛門尉かたふ可申候、以上、

大間様為御祈祷卷数則令披露候、相心得可申候旨候、

将又拙者へ為八朔之儀青銅百疋喜悦之至候、恐々謹言、

徳善院

八月十一日 玄以（花押）

日堯上人

玉床下

○玄以が徳善院になる文禄5年から秀吉存命中の慶長3年まで。

488 鈴鹿喜助宛書下（折紙）「鈴鹿文書」

豊国社頭廻掃除・普請等之事、祝・祢宜・神人・御供
所之神人・神楽衆以下、不残可申付候、掃除於懈怠者
其方可為由断候也、

徳善

（慶長五年カ）
八月十五日 玄以（黒印）

鈴鹿喜助殿

○玄以は慶長5年8月5日に煩っていることが確認され（「御湯殿
上日記」）、同年7月17日付の「内府ちかひの条々」では黒印を捺
しているの、慶長5年の可能性がある。

489 今小路行康宛書狀（毛ト折紙）「妙法院聖教（巳）」 211

御藏之儀いかやうにも御門跡様御勝手之所^{（常態）}可被仰付候、
將又御懷紙被下候、過分存候、此旨可被申候、恐々謹
言、

徳善院

八月廿三日 玄以（花押）

^{（行康）}
今小路殿

○今小路行康は妙法院門跡の坊官

490 松梅院禪昌宛書狀（折紙）「北野神社文書」 223

内会所春朝罷下候ニ付て、御狀畏存候、彼作事出来候
由尤候、猶春朝可申候、恐々謹言、

徳善院

^{（慶長五年カ）}
九月二日 玄以（黒印）

^{（梅田）}
松梅院

御返報

○玄以は慶長5年8月5日に煩っていることが確認され（『御湯殿
上日記』）、同年7月17日付の「内府ちかひの条々」では黒印を捺
しているの、慶長5年の可能性がある。

○『北野社家日記』慶長5年9月1日条に会所作事の記事あり。

491 成身院演賀宛書狀（折紙）

「義演准后日記」六（慶長5年9月1日～9日紙背）

為爰許御見廻御使札、殊御祈禱之卷数被懸御意候、遠
路被入御念、過分存候、并見事之木練柿一折是又忝存
候、此旨御心得候て可有御申候、恐々謹言、

徳善院

^{（慶長四年カ）}
九月八日 玄以（黒印）

^{（演賀）}
成身院

○慶長4年9月5日に大坂御番の玄以に見舞の使者と一折が遣わ
されている（『義演准后日記』）。

492 治部卿長盛宛書狀（折紙）

「義演准后日記」五（慶長4年12月21日～25日紙背）

御書致頂戴候、殊御服一重内綾一拝領過分至極存候、
還而不謂儀共候、与風参上御見舞可申上候、此旨可然
様可被仰上候、恐々謹言、

徳善院

九月十二日 玄以（黒印）

治部卿殿
（長盛）

○治部卿長盛は三宝院門跡の雜掌

493 今小路行康宛書状（折紙）「蓮華王院文書」

大閤御所（常世）の御門主様へ御約束御壺被進之候、拙子ニも

たせ参候て進上申せと被成御意候間、晚日可参候、先へもたせ進入候、貴所御請取候て、玉ハるへく候、恐々謹言、

德善院

九月廿三日 玄以（花押）

今小路殿
（行康）

○今小路行康は妙法院門跡の坊官

○玄以が德善院を名乗る文禄5年（慶長元年）から秀吉存命中の翌慶長2年まで。

494 治部卿宛書状写「角坊文書」

過日不申得候御事、罷上候節可申上之由可預御取成候、恐々謹言、

德善院

十月九日 玄以（花押影）

治部卿殿
（長盛）

○治部卿長盛は三宝院門跡の雜掌

495 成身院演賀宛書状（折紙）

「義演准后日記」七（慶長6年5月1日～5日紙背）

就歸宅申候、早々御書忝存候、殊御單皮五足拝領過分至極候、此等之旨相心得可被申入候、恐々謹言、

德善院

十月廿一日 玄以（花押）

成身院
（演賀）

496 天龍寺役者中宛書下（折紙）「天龍寺文書」 555

嗟我（應）角藏（倉）拘分山之儀ニ付而、当寺目安も披見候、就其様鉢可承届候間、慥存之役者可給候也、

德善院

十月廿四日 玄以（花押）

天龍寺

役者中

申談候、猶追而可申候、恐々謹言、

徳善院

十一月廿二日 玄以（花押）

497 法雲坊外五名宛書下（折紙）「十六本山会合用書類」

大仏妙法院殿出仕之義、先年重疊経上意相究候処、今迄出仕不被仕由沙汰限候、早々被罷出尤候、今度穿鑿候て日禎^茂出仕可被仕旨^ニ相定候条、不可有由断候也、

徳善院

十一月廿二日 玄以（花押）

法雲坊

大乘坊

本能坊

等覚院

泉住坊

本行坊

徳

十二月五日 玄以（花押）

^{（長弘）}
葛西とのへ

499 葛西長弘宛書下（折紙）「廬山寺文書」

^{（嵐山）}
ろさん寺之坊主^{（八木）}分北野辺^ニをいて、やきの事見立候て彼望次第可御馳走候也、

500 梅津長福寺宛書状（折紙）「慈照院文書」

当寺諸山之御判料拾石之事、時分柄候間、急度可被相立候、其内式石六斗ハ慈照院へ立用候事候間、可被相渡候、残分者早々此方へ可被出候、恐々謹言、

徳善院

十二月十日 玄以（花押）

梅津

長福寺

498 某宛書状（毛卜折紙）

『古典籍展観大入礼会目録』平成16年
昨日御上之由尤候。仍図書殿分鯛三ツ、太郎右衛門尉殿分鮎鮓一折并竹笠一ツ給候、いづれも祝着、頓而可

○長福寺は天正20年6月21日に豊臣秀次により諸山に列せられる
〔長福寺文書〕四。

501 秦宗巴宛書状（折紙）「清凉寺文書」

御状本望候、仍嵯峨釈迦堂本願被越候、先度之折紙之事尤候、旁期面之時候、恐々謹言、

德善院

極月廿二日 玄以（花押）

（泰永也）
寿命院

貴報

502 今小路行康宛書状（折紙）『妙法院史料』188

（泰臣秀吉）
最前大閣様今被進之候銀子三十枚、此夕ニ進入候、慥

請取可被上候、恐々謹言、

德善院

十六日（花押）

（行旗）
今小路殿

○今小路行康は妙法院門跡の坊官

○原本未確認

○一部『妙法院文書目録』（文化庁文化財部美術学芸課、二〇一七）により校訂した。

503 おつほね宛書状写「曇華院殿古文書」

折紙 此よし御申上候へく候、

御（書）（泰）しよかたしけなくそん（存）し候、こと（殊）ニすゝし并一おり

くわふん（過分）さた候て御入候、又ゆふかわの事、そのほか

の事うのへさやう申つけ候へく候、やうたいうけ給候

て申つけ候へく候、猶このふたりへ申候、かしく、

十三

（德善院）
とくせんいん

おつほねさま

かしく

504 西洞院時慶宛書状（折紙）『思文閣古書資料目録』214

先刻ハ早々御残多候、仍御興行会紙可被借候、此もの

二待申候、かしく、

十六 德善

（待應）
西洞院さま

505 施藥院全宗宛書狀「保阪潤治氏所藏文書」二

大^(開)かうさま夜前^(意田秀吉)いさ、か御腹中氣のよし候、貴老御下候て御見廻候てよく候はんと、かうさ^(孝藏主)うす・長大^(長東正孝)ふ被申越候、早々御下尤候、かしく、

廿二 (花押)

(捻封ウハ書)

「(墨引) 藥院 德善院

玉床下 』

506 某宛書狀 (折紙)「雨森善四郎氏所藏文書」坤

御車^(牛)うし秀頼^(豊臣)さま御らんし候はんよし候間、たま^(玉)のあるうしとたまのなきと二ひき、早々^{スズ}ひきのほし候へく候、かしく、

徳

廿五 玄以 (花押)

清^(カ)とのへ

507 治部卿長盛宛書狀 (折紙)

「義演准后日記」四 (慶長3年10月19日〜27日紙背)
昨日金子御拝領御札として御書之通心得申候、以御次可申上候、此旨可被申候、かしく、

廿六 德善院

(長徳)
治部卿殿

○治部卿長盛は三宝院門跡の雜掌

508 西洞院時慶宛書狀「波多野幸彦氏所藏文書」四

昨日御帰^ニハ御立より候ハて、御残多候、昨今また罷上候間、其答可申候、客人さまへも晩^ニハ参あい可申候、
☒☒に申候哉、かしく、

廿九日 德善

(前慶)
西洞院さま

御報

509 天龍寺建立奉加帳 (折本)「天龍寺文書」追加6

(表紙貼紙)

「天龍寺建立之御奉加」

徳善院僧正

玄以（花押）

増田右衛門尉

金子三枚

長盛（花押）

（以下欠）

年未詳文書

510 称源寺宛書状

「名古屋博物館所蔵文書（熱田浅井家資料）」一

御書殊一束到来忝存候、こゝもと毎篇御普請中^ニ候、
於御上洛ハ御身上事意得候、先日喜^三も具承候、聊
無油断事候、又説蔵主へたのミ申候字書事、片時も早々
頼入候、出来次第可給候、まち入候、かしく

八日

（捻封ウハ書）より

「（墨引）称源寺 玄以

御返報 ー

511 上賀茂惣中宛書下（折紙）

「賀茂別雷神社文書」（折紙） M 80

猶以当神事之役人以下、先年ことく寄宿免除不

可有相違候、以上、

聚衆御普請衆宿之儀、如去々年候之条、松任侍從殿外

ハ自何方申候共、承引有間敷候、方々よりあらそひ候

て申事候へハ如何候条、兼而申聞之上、不成其意候也、

（天正十六年カ）
正月八日 玄以（花押）

上賀茂

惣中

○聚衆第行幸は天正16年4月

○丹羽長重が松任侍從になるのは同15年（『丹羽家譜』）

512 松田政行宛書状（折紙）「御霊神社文書」

御霊社^ニ造営之用^ニきり度木在之由、紹巴^{（重村）}紹被申候、

其方見計、社頭^{（師）}之かさりにも不成木にて候ハ、きらせ

可申候、越候て見候て可申付候也、

正月十六日 玄以（花押）

（政行）
松田勝右衛門尉殿

513 某宛書状「富田仙助氏所藏文書」二

民部卿「」

紫竹之内十塚と申車大工、行幸の御車申付候^ニより
寄宿免除候事候、其御心得候て御用捨あるへく候、か
しく、

(天正十六年カ)
正十七日

玄以(花押)

○天正十六年の聚樂行幸に関するものか

514 山内等宛書下写「妙心寺文書」七

当郷之百姓自然日用^ニ出候ハ、可為曲事候、在所中一
札を可仕候、其上にて出候ハ、其一在所可成敗候、
日用之者共を手を廻とらへ候て、いつれの在所之者に
ても可遂糺明候、若出候ハ、其領主共^ニ可為曲事候、
可成其意候也、

二月十日

玄以在判

山内

北山

南禅寺門前

東九条

ぬかの辻子

梅津

東寺

八条

妙心寺門前

龍安寺門前

鞍馬

515 西京・大將軍惣中宛書下(折紙)「北野天満宮文書」一

西京・大將軍^ニ関白様御馬共を置候段御尋申上候処、
たれく申候共、置申間敷候旨 御意候之間、成其意、
一切御馬置申へからす候、押而何かと申者於有之者、さ、
い置、此方へ可申越候也、

二月十一日 玄以(花押)

西京

大將軍

惣中

516 南禅寺役者中宛書下 (折紙) 「武家文書」

伏見御城中之御用候、六寸七寸ノ竹三十八本伐セ可被出候也、

二月十一日 玄以 (黒印)

南禅寺

役者中

517 「上下京町々古書明細記」

公儀御用等^并政道方之儀ニ付申出候事、諸事下京之者共令由断候、種々沙汰之限ニ候、自今以後由断之輩、無用捨可申上候、五組之内雖為何之^与、惡事從此方聞出候ハ、年寄共可為曲事候間、万事不可有用捨候也、

二月十二日 玄以 花押

与助

○町に関するものなので、文禄四年七月秀次事件以前。

518 小野七村中宛書下 (折紙) 「座田文書」一

当村田畠少も於荒置者可為曲事候、以未進分急度可皆済候、於由断者催促可申付候也、

二月廿九日 玄以 (花押)

小野

七村中

519 「畑平太宛書下 (折紙) 「法輪寺文書」

嵯峨法輪寺再興ニ付、丹波分材木被出候、川ノ上之儀、無異儀之様に可馳走候也、

三月二日 玄以 (花押)

畑平太殿

○法輪寺は慶長大地震によって大きな被害を受け(義演准后日記)、慶長2年10月24日に再興繪旨が出ている(「法輪寺文書」)。

520 松岡勝蔵宛書状 「思文閣古書資料目録」 207

あそハされ候御絵一しほにて候、御むつかしく御座候とも、今一兩日たのミ申度候、恐々かしく、

三月六日 玄以 (花押)

(封) 松岡勝蔵様

人々御中

○花押の形が他の玄以発給文書と大きく違うため、今後の研究を要する。

521 下鴨役者中宛書下（折紙）

〔名古屋博物館所蔵文書〕

当所河原にてくり^{（栗）}石卅荷、即在所之人足にて今明日中^二聚楽に至て可被相届候也、

三月十三日 玄以（黒印）

下鴨

役者中

522 勸修寺御門跡御雜掌宛書状「勸修寺文書」六

御書之趣具令拝見候、仍行幸^ニ付而御存分之通、無御

余儀候、乍去御一身迄にても無之候、^{（義直）}三宝院殿・

実相院殿なども無御出候、六人之御門跡之御衆も^{（慈運）}行

幸翌日御哥之御会之時までにて、晩にハ還御^ニ候事候、

御憤者御尤候へ共、右之旨不可過御思慮候、此等之旨

可成御意候、恐々謹言、

^{（天正十六年カ）}
三月廿九日 玄以（花押）

^{（聖信）}
勸修寺御門跡

御雜掌

○天正16年の聚楽行幸に関するものと思われる。

523 朝原他宛書下（折紙）「東文書」四

松尾山奥口^{（若カ）}□木根をほり候事令停止候、西芳寺川うつもれ候て堤きれ候へハ、御藏納以下田地荒候^ニ付て、堅相留候、若為薪木之様を^{（ほり取候者於カ）}「有之者、谷中としとらへ置急度注進可申候、不可有由断候也、

卯月三日 玄以（花押）

朝原

上桂

下桂

佐野

^{（カ）}
会野

徳大寺

□「」

梅津

下山田

惣中

524 尾池定安宛書下 (折紙) 「法輪寺文書」

嵯峨法輪寺材木丹波にて調出分事

一四拾六本 丸柱

一六本 四角柱

一五百本 はね木^(栴)

一千本 栗木

以上

右^(定)被進木之事、為□□用捨候間不可取候、周山・大谷まで出置、水しほを相待之由候、河上無違儀可通旨可申付候也、

四月七日 玄以 (花押)

尾池清左衛門尉殿^(定安)

○法輪寺は慶長大地震によって大きな被害を受け(『義演准后日記』、慶長2年10月24日に再興繪旨が出ている(『法輪寺文書』)。

525 深草百姓中宛書下 (折紙) 「南禅寺真乘院文書」一

当郷南禅寺領去年分年貢無沙汰之由曲事候、早々今日中に令出京無沙汰之様躰可申理候、於由断者可為曲事候也、

卯月九日 玄以 (花押)

深草

百姓中

526 賀茂惣中宛書下 (切紙) 上賀茂神社文書 M 75

^(伏見)ふしミ御かくや^(栗原)ぬれ^(蒲)ゑんノ竹二百五十本、河原^(定勝)長右衛門殿^(定勝)へ渡へく候、人足申付、ふしミへ可相届候、以上、

卯月十三日 (黒印)

賀茂惣中

527 深草村百姓中宛書下 (折紙) 「南禅寺真乘院文書」

当郷南禅寺領田地可挙之由如何之儀候哉、堅御法度之義候ニ曲事候、乍去申様も在之者、早々令出京可申候也、

五月三日 玄以 (花押)

深草村

百姓中

528 今小路行康宛書下 (折紙) 「妙法院聖教」 211

急度申候、仍大仏殿近辺候間、当所山林不可薙取之旨被仰出候条、可被成其意候、若違背之者於在之者、可被申越候、自然令用捨不被申候ハ、惣郷可為曲事候也、

六月五日 玄以 (花押)

妙法院殿御内

今少路殿

○今小路行康は妙法院門跡の坊官

529 鴨川百姓中宛書下 (折紙) 「大橋理祐氏所藏文書」

当郷教學院領年貢米無沙汰之由曲事候、急度遂算用可寺納候、此上若於難渋者、召寄令糺明可申付候、不可有由断候也、

六月十八日 玄以 (花押)

鴨川

百姓中

530 仏師治部卿宛書下写 「中原文書」 中

於禁中就御八講御本尊新作之儀、大仏師康正^三被仰付候、来月廿四日以前首尾候ハて不叶^三付て、御懇之事候之間、其方も為手伝、康正^三相添、精を可入候、不可有由断候也、

六月廿七日 玄以

仏師

治部卿

531 桂川表在々所々宛書下 (折紙) 「成就院文書」

清水寺舞台之板、丹州保津より可流来候、取上候者可返付候、若於隱置者、重而聞付次第可令成敗候也、

七月三日 玄以 (花押)

桂川表

在々所々

532 上賀茂惣中宛書下 (折紙) 『賀茂別雷神社文書』 373

上賀茂社内^并在所之川除土手之石取之事、堅令停止候、若違犯之輩在之者押置注進可有之者也、

七月四日 玄以（花押）

上賀茂惣中

西岡之内

松尾

谷

山田

533 鳥居小路経孝宛書状

『古典籍展観大入札会目録』平成26年

如仰近日者取紛無音之处、為御音信二種一荷過分至極候、隨而粟田口事委細御使者ニ申入候、此等之趣可預御披露候、恐々謹言、

七月六日 玄以（花押）

鳥居小路大藏殿

○鳥居小路経孝は青蓮院門跡の坊官

534 松尾他宛書下（折紙）「東文書」四

所々山林竹木儀、一切不可伐採之旨、度々雖申触候、尚以為不可由断申候、当所普請・造作等ニ用候共、此方へ檢使召乞候て可伐候、不然而縦不壳申候共、号知音之所望伐取事、曲事候条可成其意候、如此重疊申触候上、自然於相背者、急度可為成敗候也、

七月廿八日 玄以（花押）

惣中

535 葛西長弘宛書下（折紙）「北野天満宮文書」一

北野神人^并西京之者共、為^{（惣目書次方）}上様御祈禱仕候千句、則令披露候、相心得可申旨被仰出候、此由可被申候也、

八月四日 玄以（花押）

葛西太兵衛殿

536 丹州河並中宛書下（折紙）「天龍寺文書」596

天龍寺法堂材木大小弐百五十本、從丹州出候条、可成其意候也、

八月十三日 玄以（花押）

丹州

河並中

537 賀茂惣中宛書下 (切紙) 上賀茂神社文書 M 76

当郷より竹千本^(聚楽)しゆらく御城へ届候用^(重通)候、人足稲葉
兵庫方奉行申次第可出候也、

(文禄四年力)
八月廿二日 (黒印)

賀茂惣中

○稲葉重通は、文禄4年8月から聚楽城御番として在城している(『兼見卿記』文禄4年9月9日条)。

538 上賀茂惣中宛書下 (切紙) 上賀茂神社 M 78

伏見二丸普請用候当郷人足百五十人明日々三日之間可
罷出候也、

九月二日 (黒印)

上賀茂惣中

539 寺本八兵衛宛書下 (折紙) 『岡本文書』六

為湯治見舞、見事之桑杖^(并下駄)けた^(下駄)沓足祝着候、湯ふさい
候間、不可有機遣候也、

九月二日 玄以 (花押)

寺本八兵衛殿

540 下京中宛書下 『神田家記録』

町々辻子小路^三至迄掃除之儀、無油断之様為月行事可
申触、^(并)大道^二物を干候事可為禁制候、若無沙汰候処
有之ハ、其町之月行事迄可令成敗候也、

九月十八日 玄以 書判

下京中

○町に関するもので、文禄四年七月秀次事件以前。

541 奥田勘解由宛書下 (折紙) 『安楽寿院文書』

安楽寿院領年貢無沙汰候て、年々過分^二未進仕之由曲
事候、早々遂算用可皆納候、不然者当毛寺へ可被刈取
候間、其上をも急度可相極候、不可由断候也、

九月廿六日 玄以 (花押)

竹田庄

奥田勘解由とのへ

542 落合平兵衛宛書下 (折紙) 『思文閣古書資料目録』159

丹波舟井郡上胡广村之内にて三拾石賀茂松下方へ当納
より可被引渡候也、

九月廿七日

玄以（花押）

落合平兵衛殿

543 松田政行宛書下写「東寺百合文書」ウー166

但松苗さへおかす候て、今俄ニ山林をほり候ハ、

糺明存候、

家康^{（能川并 前田利家）}筑州へ被遣候松苗ほり候て持来候を見候へハ、

居置たる松苗之様ニハ無之、寺々違乱を申候て山林・

庭などニ有之をほり候て越候躰候かと見へ候、然間弥

寺之松苗之せん^{（穿 鑿）}さく肝要候、竟相改可申越候、すへ置

候松苗之外ニ山林などを一本もほらせ候ハぬ様ニ可申

付候也、

十月三日

玄以

松田勝右衛門尉殿^{（政行）}

544 東土川百姓中宛書下（折紙）「勸修寺家文書」一

（包紙ウハ書）

「東土川村百姓中ニ被出徳善院錠状」

当郷人夫之事、^{（暗悪）}勸修寺殿御用之時急度可罷出候、於由

断者可為曲事候、於出作方未進^并当納年貢米無由断可
納所候、於難決者催促可申付候、可成其意也、

十月十五日 玄以（花押）

東土川

百姓中

545 上賀茂役者中宛書下（折紙）

「賀茂別雷神社文書」M 98

禁裏北御門すへ石、修学院今取寄候人足やとひとして

当所今百五十人宛三日明後日今可被申付候也、

十一月廿三日 玄以（黒印）

上賀茂

役者中

546 八瀬惣中宛書下（折紙）『八瀬童子会文書』89

当郷山へ自所々入こミ、柴木を伐取候由曲事候、左様
之者在之は、とらへ置、急度可注進候也、

十二月四日 玄以（花押）

八瀬

惣中

547 伏見惣中宛書下 (折紙) 「三雲文書」

森田淨印かたより当郷惣借錢之事、無沙汰之由如何之儀候哉、時分柄候之条、急度可返弁候、於難渋者可為曲事候也、

極月七日

玄以 (花押)

伏見

惣中

548 稻荷社領在々百姓中宛書下 (折紙) 「羽倉文書」

稻荷社領年貢米無沙汰之由曲事候、時分柄候之間、急度今明日中に可皆済候、弥於難渋者可譴責候也、

十二月十四日

玄以 (花押)

稻荷社領在々

百姓中

549 河上郷他百姓中宛書下 (折紙) 「大徳寺文書」 四七

当郷大徳寺領年貢無沙汰之由曲事候、時分柄之儀候間、早々可皆済候、於不然者急度可譴責候也、

十二月廿一日 玄以 (花押)

河上郷

大宮郷

北山村

百姓中

550 南禅寺廻・稻荷・深草百姓中宛書下 (折紙)

「南禅寺真乘院文書」

当郷之内南禅寺領年貢無沙汰之由曲事候、時分柄之儀候間、急度今明日中に可皆済、於難渋者可譴責候也、

十二月廿三日 玄以 (花押)

南禅寺廻

稻荷

深草

百姓中

551 余部・法念寺町其外百姓中宛書下（折紙）

「壬生文書」六

官務知行分年貢無沙汰之由曲事候、時分柄之儀候間、今日中に急度可皆濟候也、

十二月廿五日 玄以（花押）

あまへ

法念寺町

其外百姓中

552 西笑承兌宛書狀『西笑和尚文案』紙背3-2

（端表封ウワ書）

ふ

（左方）

（墨引）

□□□

「」

少用之儀候間、我々見しり申候同宿一人被仰付可給候、様子可申渡候、恐々謹言、

□月朔日 玄以（花押）

○端が裁断されている

補遺

補遺 1 楽音院宛書下（モト折紙）

『思文閣古書資料目録』243

柳原^二在之楽音院領之内、村田掃部方号私領、東福寺之内永安院^江令沽却付、依楽音院訴詔、永安院申分遂糺明候処、掃部方証文并柳原之宗源与申者、為請人買得之由候間、宗源を以掃部方を召^二遣候処、非分故不罷出候、然則宗源請人之儀候間、自彼者方永安院者買得之代可被執返候、田地之儀者任証文之旨、楽音院可為進退之状如件、

天正十二 民部卿法印

八月廿四日 玄以（花押）

楽音院

床下

補遺 2 惠聖院宛書下「広橋家記録」家門41

速水越中^{武忠}寄進、田中村之内^二在之田地^一壺反之年貢一石五斗事、如先規、院納不可有相違之状如件、

天正十二

十二月九日

玄以（花押）

南御所之内

惠聖院

○原本未確認

天正十四 民部卿法印

四月十二日 玄以（花押）

瑞慶院殿

御雜掌

○原本未確認

補遺3 曲直瀬道三宛書下「曲直瀬家知行証文書」

於城市原野之内百石、被成御扶助訖、被任御朱印之

旨、可有全領知之状如件、

天正十三 民部卿法印

十一月廿三日 玄以（花押）

道三法印

玉床下

○原本未確認

補遺4 瑞慶院殿宛書下「広橋家記録」家門41

為神足替地、於上久世之内四拾石之事、全御庶務不可

有相違之状如件、

補遺5 惠聖院殿宛書下「広橋家記録」家門41

為神足替地、於上久世之内貳拾石之事、全御庶務不可

有相違之状如件、

天正十四 民部卿法印

四月十二日 玄以（花押）

惠聖院殿

○原本未確認

補遺6 上賀茂宛禁制写

「賀茂別雷神社文書」Ⅱ—H—44—26

禁制 上賀茂

〔板〕^{（注記）}

一伐採山林竹木事、

一 神山、不混余社之条、刈取柴事、

一 社頭并在所中執石事、

右条々、若於違犯之輩者、速可処嚴科之由、被仰

出候状如件、

天正十四年四月日

玄以判

下鴨祝

（鴨脚秀延）
中務太輔殿

（付箋）

「天正百四十年程元禄十二年迄

前田德善院殿事坎

補遺7 鴨脚秀延宛書下「鴨脚家文書」 96

（端裏書）

「わかさ^{（若狹）}にう^{（丹生浦）}のう^{（替地）}ら御かへちの

ほう^{（法印）}ゐんさま御折紙案文」

（端書）

「四年

但文ろく五年^ニ法印様ノ折紙以御しゆ^{（朱印）}ゐん御とり

に候て被下候、此折紙上文わ法印様へあけ申候、

御しゆゐん我々へ被下拝領申候、」

丹州報恩寺村内拾石事、為若州丹生浦社領替地令遣候、

全可有社納候也、

天正十四

十二月二日

玄以御判

補遺8 賀茂松下宛書下（折紙）『思文閣古書資料目録』 159

きよ水まわりにて拾五石、かものかへの地としてつか

はし候上、全知行すへきもの也、

天正十六

十月廿日 玄以（花押）

かも

松下

補遺9 吉田兼見宛書状（折紙）『ビブリア』 153号

不寄思召申事候へ共、宮道具之古き板御座候は、三

疊敷之天井ほと申請度候、但多無御座候者、一疊敷な

いし五枚三枚程成共こそ付被下候は、可為本望候、

社御たてなをし候条、可有之かと存、申入事候、恐々

謹言、

民部卿法印

(天正十九年)
八月十二日

玄以(花押)

(兼見)
吉田殿

御雜掌

○『兼見卿記』に関連記事あり

補遺10 吉田兼見宛書状(折紙)『ヒブリア』153号

猶以最前之板一段見事なる事にて御座候、別而御
芳情にて候、

先度者数寄屋ノふるき天井板用ニ付て申入候処、則被
仰付給候、畏入候、然者今三枚ほど不足候間、迎之儀ニ
被下候ハ、弥可忝候、板きれく^二にても不苦候、此
方にてはき合可申候、恐々謹言、

民部卿法印

(天正十九年)
八月十七日

玄以(花押)

(兼見)
吉田三位殿

御雜掌

補遺11 月次聯句出座衆注文写

『鹿苑日録』3巻文禄三年裏文書

月次聯句出座衆

南禪寺

語心院／悟西堂／沖西堂／洪西堂／伝首座

天龍寺

禪昌院／彰西堂／寔西堂／彭西堂

相国寺

鹿苑院／普広院／宥西堂／舜首座／松首座

建仁寺

両足院／稽西堂／精西堂

東福寺

龍吟庵／海藏院／澄西堂／珊西堂／藤西堂／^(集雲守藤)濟

西堂／賢西堂／玄首座／柔首座

以上

文禄二年

正月五日

民法

○／は改行を示す。

○『鹿苑日録』文禄二年一月四日条に関連記事あり。

補遺12鳥居小路經孝宛書狀（折紙）『思文閣古書資料目錄』 267

猶々早々御尋過分存候、旁重而可得御意候、

御書殊兩種一樽拝領忝存候、大仏之儀付て昨日罷下候、此地^ニ御座候由承候間、今朝自是も以使者申上候、式部卿如被見及候、彼仏堂以下差図申付候半にて不得隙候間、不能一二候、恐々謹言

五月十九日 玄以（花押）

（墨引） 民部卿法印

（^{（華孝）}）
鳥居小路殿 玄以

○玄以は京都にいない。

○大仏造立にかかるので天正16年5月以降。まだ工事が始まっていないようなので、同年の可能性が高い。

補遺13吉田庄四郎宛書狀（折紙）「鴨脚家文書」 188

（包紙ウハ書）

「武家下知狀

社家下人共人足

せん□法印様折紙」

態申入候、下鴨社家衆、同下人已下^ニ夫錢可出旨候て、御催促之由候、社領と出来之百姓わけ被仰付、御手前へ参候分於被召遣、社家之儀者御分別尤存候、恐々謹言、

民部卿法印

極月十九日 玄以（花押）

吉田庄四郎殿

人々御中

補遺14某宛書狀（折紙）「山科家古文書」一

☒☒ハなにとていとまこいなしにかへられ候哉、付てハとうのつかのはなちめ☒かさのわきさしかし給候由候、やかてかへし申へく候、其方^ニハわきさし以上四つ御入候へく候、返く☒候ましく候、かしく、

十八日 民（花押）

（墨引） 分

侍□□ ミんぶ

まいる

出典一覧

あ行

- 〔雨森善四郎氏所蔵文書〕（東京大学史料編纂所影写本）
〔鴨脚家文書〕（『新編八坂神社文書』）

第二部、八坂神社文書編纂委員会編、二〇一四）

〔岩手家文書〕

- （東京大学史料編纂所架蔵写真帳『大阪城天守閣所蔵文書』）

〔石清水文書〕（東京大学史料編纂所写真帳）

〔円光寺文書〕（東京大学史料編纂所影写本）

〔大橋理祐氏所蔵文書〕（東京大学史料編纂所影写本）

〔岡本文書〕（東京大学史料編纂所影写本）

か行

〔兼孝公記別記〕（東京大学史料編纂所画像）

〔上御霊神社文書〕（東京大学史料編纂所影写本）

〔賀茂別雷神社文書〕（史料纂集古文書編）

〔賀茂別雷神社文書〕（東京大学史料編纂所写真帳）

〔勧修寺文書〕（東京大学史料編纂所影写本）

〔勧修寺家文書〕（東京大学史料編纂所写真帳）

〔神田家記録〕（『京都町触集成』別巻二）

〔義演准后日記〕（史料纂集古記録編）

〔義演准后日記〕（東京大学史料編纂所写真帳）

〔祇園社本縁雑録〕（八坂神社文書編纂委員会編

- 『新編八坂神社記録』、臨川書店、二〇一六）
〔北野神社文書〕（筑波大学附属図書館画像
<http://www.tulips.tsubakub.ac.jp/pub/tree/kitano.php#kitano>）

〔北野天満宮文書〕（東京大学史料編纂所写真帳）

- 〔十六本山会合用書類〕（東京大学史料編纂所ポーンデジタル画像）
〔京都府立総合資料館所蔵文書〕（京都府立総合資料館写真）

〔禁中仁王経大法自記裏文書〕（東京大学史料編纂所影写本）

〔日下文書〕（東京大学史料編纂所影写本）

〔九条家文書〕（図書寮叢刊、一九七六）・

（東京大学史料編纂所画像）

〔宮内庁書陵部図書寮文庫蔵古今伝授資料〕

- <http://kotenseki.nijl.ac.jp/biblio/100266206/viewer/1>）

〔高山寺文書〕二（東京大学史料編纂所影写本）

〔興正寺文書〕（東京大学史料編纂所影写本）

〔広隆寺文書〕（東京大学史料編纂所影写本）

〔古典籍展観大入札会目録〕（東京古典会）

〔金戒光明寺文書〕（東京大学史料編纂所影写本）

〔金剛峰寺大塔供養自記裏文書〕（東京大学史料編纂所影写本）

さ行

〔座田文書〕（東京大学史料編纂所影写本）

〔三千院文書〕（東京大学史料編纂所影写本）

〔三宝院文書〕（東京大学史料編纂所影写本）

〔慈照院文書〕（東京大学史料編纂所影写本）

「常寂光院文書」(京都市歴史資料館写真)

「成就院文書」(東京大学史料編纂所写真本)

「青蓮院文書」(東京大学史料編纂所写真本)

「新旭町所蔵文書」(高島市所有)

「進藤備教家文書」(京都市歴史資料館写真)

「鈴鹿文書」(東京大学史料編纂所写真本)

「角坊文書」(宮内庁書陵部蔵)

「清涼寺文書」(東京大学史料編纂所写真本)

「清涼寺文書」(京都市歴史資料館写真・502のみ)

「泉涌寺文書」(東京大学史料編纂所写真帳)

「禪林寺文書」(東京大学史料編纂所写真本)

た行

「大通寺文書」(東京大学史料編纂所写真本)

「醍醐寺文書」(東京大学史料編纂所写真帳)

「大徳寺文書」(東京大学史料編纂所写真帳)

「神護寺文書」(東京大学史料編纂所ボンデジタル画像)

「建内文書」(東京大学史料編纂所写真本)

「田中光治氏所蔵文書」(東京大学史料編纂所写真帳)

「知恩院文書」(東京大学史料編纂所写真本)

「長福寺文書」(東京大学史料編纂所写真本)

「天龍寺文書」(京都府立京都学・歴史館写真帳)

「東寺百合文書」

(京都府立京都学・歴史館「東寺百合文書WEB」)

「等持院文書」(東京大学史料編纂所写真本)

「富田仙助氏所蔵文書」(東京大学史料編纂所写真本)

「曇華院殿古文書」(東京大学史料編纂所写真帳)

な行

「中原文書」(東京大学史料編纂所写真帳)

「名古屋博物館所蔵文書(熱田浅井家資料)」

(東京大学史料編纂所写真帳)

「南禅寺文書」(東京大学史料編纂所写真帳)

「南禅寺真乘院文書」(東京大学史料編纂所写真本)

「南部文書」(東京大学史料編纂所写真本)

「二尊院文書」(東京大学史料編纂所写真本)

「日本古書通信」二〇〇二年一月号

「仁和寺史料」(東京大学史料編纂所写真帳)

は行

「羽倉文書」(東京大学史料編纂所写真本)

「波多野幸彦氏所蔵文書」(東京大学史料編纂所写真帳)

「東文書」(東京大学史料編纂所写真本)

「平等院文書」(図録『平等院鳳翔館』、平等院、二〇〇二)

「広橋家記録」(『大日本史料』第11編29)

「武家文書(猪熊信男氏旧蔵)」(東京大学史料編纂所写真帳)

「逢善寺文書」(東京大学史料編纂所写真帳)

「法輪寺文書」(京都市歴史資料館写真)

「阪潤潤治氏所蔵文書」(東京大学史料編纂所写真本)

「堀江瀧三郎氏所蔵文書」(東京大学史料編纂所写真本)

「本能寺文書」(東京大学史料編纂所影写本)

ま行

「松尾神社文書」(東京大学史料編纂所影写本)

「曲直瀬某氏旧蔵文書」(東京大学史料編纂所影写本)

「曲直瀬家知行証文書」(『大日本史料』第11編29)

「曼殊院文書」(東京大学史料編纂所写真帳)

「三雲文書」(東京大学史料編纂所ボンデジタル画像)

「壬生文書」(東京大学史料編纂所写真帳)

「妙心寺文書」(東京大学史料編纂所影写本)

「妙法院史料」第5巻

(妙法院研究会編、吉川弘文館、一九八〇)

「妙法院文書」(東京大学史料編纂所影写本)

「妙法院聖教」(東京大学史料編纂所写真帳)

や行

「八瀬童子会文書」(京都市歴史資料館写真)

ら行

「榎谷七野神社文書」(東京大学史料編纂所影写本)

「蓮華王院文書」(東京大学史料編纂所影写本)

「鹿苑寺文書」(東京大学史料編纂所影写本)

「六波羅密寺文書」(京都市歴史資料館写真)

「盧山寺文書」(東京大学史料編纂所影写本)